

名古屋市農業委員会 令和8年第4回総会 議 事 録

- 開催日時 令和8年4月20日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時16分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）8人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 事務局長挨拶・事務局職員の紹介

(3) 議案審議

第21号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第22号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第23号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第24号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第25号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4条第 3項の決定について

第26号議案 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

第27号議案 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について

第28号議案 令和 8年度事業計画について

第29号議案 令和 9年度名古屋市農業施策等に関する意見書について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②農地の賃借料情報の提供につい

(5) その他

(6) 閉会

令和 8 年第 4 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15 名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
		8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員	1 2 番	熊 澤 政 巳 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11 名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
		2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	加 藤 新 一 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 8 年第 4 回総会（令和 8 年 4 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年第 4 回総会をはじめさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 8 年第 4 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 21 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 29 号議案「令和 9 年度名古屋市農業施策等に関する意見書について」までの 9 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 11 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、小畠盛夫委員及び近藤正俊委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

それでは、次第２の「事務局長挨拶・事務局職員の紹介」に移ります。

本日は、令和８年度に入りはじめての総会であり、事務局職員の人事異動もございました。そこで、新しく事務局長に就任された、山口事務局長にご挨拶をいただくとともに、事務局から異動職員の紹介をしていただきたいと思います。

それでは、山口事務局長、よろしくお願いします。

事務局長

ただいまご紹介いただきました、４月より農業委員会事務局長を拝命いたしました山口でございます。

本日は、令和８年度最初の農業委員会総会でございますが、今回の人事異動により、私をはじめ事務局の体制が新しくなっております。後ほど職員の紹介をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、近年の本市の農業を取り巻く環境につきましては、高齢化や後継者不足、生産資材の高騰などにより非常に厳しい状況でございます。このような中で本市の農業を振興するためには、農業委員会の主たる任務である、担い手への農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消などの農地利用の最適化の推進はますます重要となってきているところでございます。

	農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、農地法などに基づく農地の権利移動・転用の許可業務をはじめ、農地パトロールなどによる遊休農地の発生防止、農業者の新規参入の促進など、引き続き、本市の農業振興につぎまして、お力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。 私ども事務局といたしましても、委員の皆様の活動をしっかりと支えさせていただきまして、農業委員会の円滑な運営に努めてまいります。本年度も変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。続いてその他の異動職員の紹介をさせていただきます。 それでは、事務局、よろしくお願いいたします。
事務局次長	それでは、お手元の資料、「名古屋市農政関係役職職員名簿」をご覧ください。名前の左側に丸がついているのが、新しく就任した事務局役職職員でございます。 この中で、本日出席しております職員を紹介させていただきます。 まずはじめに、私、事務局次長 横井英二でございます。よろしくお願いいたします。 次に、東部・緑農政課長 岩田哲明でございます。
東部・緑農政課長	岩田です。以前、中川のほうでもお世話になりました。引き続きよろしくお願いします。
事務局次長	また、本日は時間の都合上、紹介を割愛いたしますが、他に2名の新しく事務局役職職員が就任いたしました。今までの職員同様、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

議長（会長）	ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。
事務局長	事務局長につきましては、他の用務がございますので、ここで退席させていただきます。
事務局長	失礼いたします。今後ともよろしく願いいたします。 <退席>
議長（会長）	では、次第 3 の議案審議に入ります。 まず、はじめに、第 21 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。
久野委員	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-9 について、17 番、久野委員、お願いいたします。 受付番号 1-9 の農地について、山口幸江委員と事務局職員で、4 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。 この農地は、譲渡人が所有していたものですが、このたび、資産整理のため売却を希望され、譲受人の 3 名が営農規模拡大のため、取得することを希望し、本申請がなされました。 申請地には現在、譲渡人が植えたタマネギ、ジャガイモ等がありますが、これらが収穫された後、営農計画書に沿って野菜を中心に耕作される予定です。 また、譲受人は豊明市に所有する農地を耕作してこられた実績があるため、今回取得される農地についても、適正に管理できるものと思われます。

	以上のことから、本件許可することに何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-10 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-10 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、4 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。 本件申請における譲渡人と譲受人の 2 名は息子夫婦の関係であり、譲渡人が高齢となったことで、持ち分の一部を親族間贈与することになったものです。 申請地は、全体で梅が栽培されており肥培管理良好でした。また、譲受人は他に名東区に農地を所有してみえますが、こちらも同じく肥培管理良好でした。 以上のことから、当該農地はこれまで適正に管理されており、これからも引き続き当該農地を適正に管理できるものと思われます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-7 から 3-9 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭）委員	受付番号 3-7、3-8、3-9 の農地につきましては、4 月 1 日に安井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-7 につきましては、譲渡人が営農規模縮小を希望され、一方、譲受人が営農規模拡大のため、本農地の取得を希望しています。 申請地である中川区富永四丁目の 1 筆については、キンカン等が栽培され良好に管理されていきました。

また、譲受人は、対象地を以前より使用貸借にて借り受けて営農しており、今後も引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

続きまして、受付番号 3-8 につきましては、譲渡人が廃業を希望され、一方、譲受人が営農規模拡大のため、本農地の取得を希望しています。

申請地である中川区水里三丁目の 1 筆については、サニーレタス、ニンニク等が栽培され良好に管理されていました。

譲受人は、対象地を以前より使用貸借にて借り受けて営農し、また世帯の経営農地はすべて良好に管理されており、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

続きまして、受付番号 3-9 につきましては、譲渡人が廃業を希望され、一方、譲受人が営農規模拡大のため、本農地の取得を希望しています。

申請地である中川区富永三丁目の 1 筆については、水稻収穫後、耕作準備中でした。

譲受人世帯の経営農地はすべて良好に管理されており、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

以上につきまして、許可することについて問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-19 について、14 番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝） 委員	受付番号 4-19 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、4 月 3 日に調査した結果を報告します。 本件は、譲渡人が農業を廃業し、譲受人へ農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。 申請地の港区新茶屋一丁目はじめ 3 筆は田で、耕作準備中の状態でした。その内の 2 筆は以前は遊休農地になっていた田んぼで、今はきれいにならしていただいて、耕作ができるような状態になっております。 なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認したところ、すべて肥培管理されていました。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 21 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 21 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 22 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-10 について、6 番、木村委員、お願いいたします。

木村（幸） 委員	受付番号 2-10 の農地について、4 月 2 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はすべて畑で、ニンニク、ネギなどが作付けされていました。 主たる従事者がお亡くなりになるまでは、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-11 について、21 番、松原委員、お願いいたします。
松原委員	受付番号 2-11 の農地について、4 月 2 日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田と畑で、田は水稻収穫済、畑はタマネギ、ソラマメが作付けされていました。 申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-5 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正） 委員	受付番号 3-5 の農地につきましては、4 月 1 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

	受付番号 3-5 の中川区春田四丁目の 2 筆の田は、水稻収穫後で耕作準備中でした。 主たる従事者がお亡くなりになるまで、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-7 について、15 番、安井委員、お願いいたします。
安井（秀） 委員	受付番号 4-7 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、4 月 3 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-7 の証明願い出の農地、港区神宮寺一丁目はじめ 3 筆は畑で、耕作準備中の状況であり、主たる従事者がお亡くなりになるまで、農地を管理されていたことを確認しました。 これらの事実から、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 22 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 22 号議案の案件は証明することとい

たします。

次に、第 23 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-67 について、5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号 1-67 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、4 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

願い出の農地について、植田山三丁目の 1 筆の農地はカキが栽培されていきました。植田山四丁目の 2 筆の農地について、一体で利用されており、ミカンが栽培されていきました。また、野菜については耕作準備中でした。鴻の巣二丁目の 2 筆の農地について、一体で利用されており、ミカンが栽培されていきました。

以上、いずれの農地も肥培管理良好で、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-68 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。

小畠委員

受付番号 1-68 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、4 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-68 の願い出の農地には、カキ、ミカン、キャベツ、レタス、タマネギなどが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

	以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-32 について、6 番、木村委員、お願いいたします。
木村（幸）委員	受付番号 2-32 について、4 月 2 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田と畑で、田は耕作準備中、畑はジャガイモ、エンドウが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-33 及び 2-34 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-33 及び 2-34 について、4 月 3 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-33 の申請地はすべて田で、水稻収穫済でした。 受付番号 2-34 の申請地はすべて畑で、キャベツ、ブロッコリーが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-35 について、

	21 番、松原委員、お願いいたします。
松原委員	受付番号 2-35 について、4 月 2 日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田と畑で、田は水稻収穫済、畑はタマネギ、ニンニクが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-23 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正）委員	受付番号 3-23 の農地につきましては、4 月 1 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-23 の中川区富永三丁目の 2 筆、富永四丁目の 1 筆、中川区福島一丁目の 2 筆、中川区水里三丁目の 1 筆、水里四丁目の 2 筆の田は、水稻収穫後で耕作準備中でした。 また、中川区富永三丁目の 1 筆、富永四丁目の 2 筆の畑は、耕作準備中でした。 中川区富永三丁目の 1 筆の畑は、ブロッコリー収穫済みで、ネギ、タマネギが作付けされており、いずれも良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-17 及び 4-18 について、25 番、木村委員、お願いいたします。
木村（正） 委員	受付番号 4-17 及び 4-18 につきまして、熊澤委員及び事務局職員とで、4 月 2 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-17 の証明願い出の農地、港区西福田一丁目はじめ 2 筆は田で、耕作準備中の状態であり、農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。 続きまして、受付番号 4-18 の証明願い出の農地のうち、港区福屋一丁目の 1 筆及び港区福前一丁目の 1 筆は麦が作付けされており、そのほか港区福屋一丁目はじめ 5 筆は田で、耕作準備中の状態でありました。いずれも農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-19 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員	受付番号 4-19 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、4 月 2 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区藤高二丁目はじめ 7 筆は田で、耕作準備中の状態であり、農地として管理されていました。 また、港区藤高二丁目はじめ 4 筆は畑で、ウメ、ジャガイモ、ミカン等が作付けされ、農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-20 について、25 番、木村委員、お願いいたします。
木村（正）委員	受付番号 4-20 につきまして、熊澤委員及び事務局職員とで、4 月 2 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区協和一丁目はじめ 4 筆は田で、耕作準備中の状態であり、農地として管理されていました。また、港区新茶屋五丁目の 1 筆は畑で、ジャガイモ、タマネギなどが作付けされており、農地として良好に管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-21 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-21 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、4 月 2 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区川園二丁目はじめ 4 筆は田で、耕作準備中の状態であり、農地として管理されていました。また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 23 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 23 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 24 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-7 について、14 番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝） 委員	受付番号 4-7 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、4 月 3 日に調査した結果を報告します。 本件申請は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする相続人が、納税猶予の適用を希望する港区新茶屋三丁目の 1 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。 申請地の港区新茶屋三丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の状態で、農地として管理されていました。 また、相続人は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら営農しており、今後も引き続き営農を行う見込みであることにつきましても確認しております。 以上、調査の結果、適格者として証明することに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-8 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-8 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、4 月 2 日に調査した結果を報告します。 本件申請は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする相続人が、納税猶予の適用を希望する港区藤前一丁目はじめ 2 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。 申請地の港区藤前一丁目はじめ 2 筆は畑で、トウモロコシが作付けされている状態で、農地として良好に管理されていました。

また、相続人は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら営農しており、今後も引き続き営農を行う見込みであることにつきましても確認しております。

以上、調査の結果、適格者として証明することに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 24 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 24 号議案の案件は証明いたします。

次に、第 25 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。

本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。今回は東部・緑から 1 件、中川から 1 件、案件がございます。

審議のポイントとしましては、配付資料①、②をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第 4 条第 3 項 1 号から 6 号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

近藤委員	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。12 ページ及び 13 ページの事業計画の概要について 4 番、近藤委員、お願いいたします。 第 25 号議案につきまして、福島委員と事務局職員とで、4 月 3 日に申請者との面談及び現地調査を行いましたので調査内容を報告させていただきます。 本件は都市農地貸借を行っていましたが、令和 8 年 5 月 31 日に契約期間の満了を迎えるため契約更新が行われ、申請者と土地所有者との間で、再度の使用貸借の契約合意に至ったため、申請がなされたものです。 申請地は、天白区植田東二丁目の 1 筆、対象面積 943 平米で地目は畑、現在、ウメ、カキ、レモン、パセリなどが栽培中です。 お手元の配付資料①をご覧ください。 この表の右側に事業計画の内容が記載されていますが、ご覧のとおり、必要要件を満たしております。 以上調査結果の報告をさせていただきましたが、必要な要件を満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございます。次に、14 ページ及び 15 ページの事業計画の概要について 10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	本件につきましては、4 月 3 日に横井委員及び事務局職員とで、申請者との面談及び現地調査をいたしましたので、結果を

ご報告いたします。

本件は、借受人が、令和5年より3年間、使用貸借で借り受け管理していた農地を、再度、所有者との間で3年間の使用貸借の合意に至り、新たに申請がなされたものです。

審議のポイントとして、お手元の配付資料②をご覧ください。

この表の右側に事業計画の内容と、適否を記載しております。

第1号については、「1のロ」に該当しており、農福医学商連携によるミソプロジェクトに活用することを見すえ、ダイズの試験栽培を行っていくとのことです。

第1号の「2」につきましては、記載のとおり、所有者と申請者が協力し管理していくとのことです。

次に以下の表です。

第2号につきましては、地域のルールに従い、周辺の営農に影響を及ぼすことが無いよう管理するとしています。

第3号につきましては、申請者は現在、申請地の他に市内に農地を借りており、適正に管理されていることを事務局職員が確認しており、今回借り受ける農地につきましても、適正に耕作を行うと見込まれます。

第4号につきましては、使用貸借契約書において、適正に利用されていない場合、契約が解除ができる旨の記載がされています。

	第 5 号につきましては、農業維持発展に関する話し合いへの参加、第 6 号につきましては、代表取締役が常に従事するとしています。 以上、必要な要件を全て満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいま 2 件のご報告をいただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それではここで、第 25 号議案の議決の案を読み上げます。11 ページをご覧ください。 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。 理由としましては、当該計画は、第 4 条第 3 項に掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。 それでは、第 25 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 25 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。

次に、第26号議案、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について審議を行います。

審議のポイントとして、配付資料③をお配りしておりますので、ご覧ください。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。21 ページの農用地利用集積等促進計画案の第1号について、13番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

農用地利用集積等促進計画案につきまして、ご報告いたします。

総会議案 21 ページ「農用地利用集積等促進計画（案）」の令和8年度第1号をご覧ください。

本件は、北区に在住する受け手が名古屋市農地バンクを通じて、地域計画区域内の農地である港区藤高二丁目の農地を、土地の所有者から使用貸借することについて、名古屋市から意見聴取があったものです。

配付資料③をご覧ください。申出地は地域計画区域内の農地のため、当該計画案が「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号」の必要な要件を満たし、適切に作成されているかがポイントとなります。

上段の表をご覧ください。まず第1号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

今回の受け手は地域計画の目標地図に位置付けのない方ですが、貸借期間が3年間であり、農業を担う者に貸し付けるまでの一時的な貸付けであるため、③の項目に該当します。

続いて、下段の表に記載した第 2 号から 5 号の要件についてです。

受け手は、約 4 年間、三重県紀北町にある実家において、水稻を約 7,000 平米、野菜栽培を約 1,000 平米の農作業の手伝いをしております。しかしながら、実家が遠方なこともあり、自宅から 1 時間程度で通える農地を探し、この度名古屋市農地バンクを通じて、申請地での営農を希望されました。これまでの農業経験から、申請地の畑 329 平米は効率的な耕作が可能な規模であると思込られます。申請地では、妻及び息子と一緒にサツマイモやクリなどを栽培するといった営農計画書が提出されており、農作業に 150 日従事する予定です。

また所有者と借り手との間で合意した上での申請のため、各要件を満たしております。

以上により、当該計画案第 1 号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の必要な要件を満たし、適切に作成されており、何ら問題はないと思ひますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 26 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。20 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、名古屋市長から意見聴取があつた農用地利用集積等促進計画（案）については、適切に作成されている。

	理由としましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の必要な要件に適合しているため、です。 それでは、第26号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第26号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第27号議案、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について審議を行います。 審議のポイントとして、配付資料④をお配りしておりますので、ご覧ください。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。29ページの農用地利用集積等促進計画案の第2号について、13番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	それでは、第27号議案「農地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」説明いたします。 総会議案29ページ「農用地利用集積等促進計画（案）」の令和8年度第2号をご覧ください。 先ほどご審議いただきました第26号議案と同じく、名古屋市農地バンクを通じて、地域計画区域外の農地である藤高二丁目の農地を受け手が所有者から使用貸借するため、当該計画案に基づき、利用権を設定することについて、名古屋市農業委員会から農地中間管理機構に要請するものです。

総会資料 33 ページの参考条文の下線部分をご覧ください。

地域計画区域外の農地については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項において、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる」と規定されております。

配付資料④審議のポイントをご覧ください。

まず、農業委員会が農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する場合、「農用地利用集積等促進計画案」が適切に作成されているか否かは、農地中間管理法第 18 条第 5 項各号の要件に該当するか否かがポイントとなります。

上段の表をご覧ください。まず第 1 号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

農地中間管理事業規程では、地域計画区域外の農地の受け手を選定する際に「貸付先決定ルール」が定められており、そのルールに沿って受け手を選定する必要があります。「規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資する」はじめ 4 項目ありますが、すべてに適合しております。

続きまして、下段の表に記載した第 2 号から 5 号の要件についてです。

第 26 号議案と同様、借り手は農業経験があり、利用権設定後は、150 日従事するとのことです。また農用地の貸借については所有者等及び受け手の同意が得られているため、すべての要件を満たしております。

	以上により、本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合し、地域計画区域外の農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それではここで、第 27 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。28 ページをご覧ください。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、次のとおり農用地利用集積等促進計画（以下「計画」という。）案を作成し、名古屋市に意見聴取するとともに、当該計画を定めることを農地中間管理機構に要請します。 理由としましては、当該計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合し、地域計画区域外の農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、です。 それでは、第 27 号議案について、案のとおり要請していいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 27 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて意見聴取を行うとともに、農地中間管理機構に要請いたします。

課長補佐

次に、第 28 号議案、令和 8 年度事業計画について、です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

それでは、第 28 号議案「令和 8 年度事業計画（案）」についてご説明いたします。

なお、第 28 号議案はお持ち帰りいただけるよう別にホチキス止めした資料になっております。

まず、「1 総会」でございます。

総会につきましては、原則として毎月 20 日の開催としておりますが、5 月と 1 月については 25 日となっております。

また、9 月 24 日につきましては、名古屋市公館におきまして、委員改選に伴う総会の開催を予定しております。

開催時刻は、午後 2 時を予定しておりますが、総会後に別の予定がある場合などは変更することがございますので、ご了承ください。

その他必要に応じて随時開催する可能性がありますので、ご承知おきください。

裏面 37 ページをご覧ください。「2 意見の提出」でございます。本日第 29 号議案で審議させていただきます意見書について、ご承認いただいた後、名古屋市長へ 7 月 10 日（金）提出する予定でございます。

次に「3 現地調査」でございます。農業委員・推進委員の現地調査につきましては、10 月下旬頃に実施を予定しております。詳細が決まり次第ご案内させていただきます。

次に「4 研修」でございます。改選後の新任研修につきまして、令和 8 年 9 月 30 日（水）に開催する予定でございます。

また、農業者との意見交換につきまして、令和9年2月10日（水）に開催する予定でございます。

次に、「5 最適化活動の活動目標」でございます。農林水産省から「農業委員会の最適化活動の推進」についての通知を受け、名古屋市農業委員会として、地域の実情を勘案して、前年度同様に活動日数を8日に設定しております。委員の皆様におかれましては、日常の「農地の見守り活動」「農家のお知り合いの方への声かけ活動」等をされた際は、記録簿に記入していただきますようお願いいたします。

最後に、「6 その他」でございます。全国農業会議所等の主催による各種会議が予定されております。

以上が、令和8年度事業計画（案）でございます。

なお、38 ページ以降は、参考といたしまして、令和7年度の事業報告につきましてお示ししております。

38 ページから 40 ページにかけて「1 総会議案（1）開催日及び議案等」、40 ページの中段から 41 ページにかけて「（2）議案の審議件数」、「（3）事務局長以下代決規程による処理件数」をお示しております。

42 ページに移りまして、「2 意見の提出」、「3 運営委員会（開催日）」、最後の 43 ページには、「4 研修」、「5 その他」をお示ししております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見、ご質問等はございますか。

委員	特にないようです。それでは、第 28 号議案の事業計画については、案のとおり承認いただいてよろしいか、お諮りします。 異議なし。
議長（会長）	ありがとうございます。第 28 号議案の事業計画は承認されました。 次に、第 29 号議案、令和 9 年度名古屋市農業施策等に関する意見書について審議を行います。 当該意見書の内容につきましては、昨年度、拡大運営委員会で検討を重ね、皆さまから意見をいただき決定したものでございます。 委員の皆様、ご協力ありがとうございました。 まず、一度通しで読み上げたいと思います。事務局よろしくお願いいたします。
事務局	【意見書 読み上げ】
議長（会長）	ありがとうございました。 それでは、項目ごとに前回提出した令和 9 年度の意見書から変更した点について説明します。 まず「導入部分」についてです。 3 段落目の本市の農地に関する現状について内容の変更をするとともに、4 段落目の国の制度を最新のものと変更しております。

次に、「1 遊休農地の発生防止・解消について」です。

前回までは平成 30 年度に廃止された荒廃農地などの解消のための交付金といった内容を記載しておりましたが、具体的な成果がもたらされるような要望内容にするため「遊休農地の解消のための交付金等の制度について、農業委員会と連携して周知すること」といった文言に変更しました。

また、前回までは農地法や関連法の見直しについて記載しておりましたが、要望が抽象的なため、削除しております。

次に、「2 農業基盤の維持・整備について」です。

②は表現方法の変更を行っております。また、④として、市街化区域水路の修繕更新・維持管理について追加しました。

次に、「3 人材育成について」は修正しておりません。

次に、「4 地産地消の推進について」です。

③の販売機会の拡充について、「様々な場所での」という文言を追加しております。

最後に、「5 税制について」です。

②に記載の、農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合の固定資産税の軽減措置について、面積要件の緩和や適用期間の延長について記載を追加しております。

説明は以上です。

この意見書につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。

坂野委員

大きい 4 番のところで、意見とかではないんですけど、「4 地産地消の推進について」の③、「販売チャンネル」の誤字じ

	やないでしょうか。脱字というか。「販売チャネル」で合ってるんでしょうか。販売機会を、経路を増やすことを「販売チャネル」の脱字じゃないですか。
議長（会長）	「ン」がいる。「チャンネル」と。
松原委員	「チャンネル」という言葉の使い方、「チャネル」という使い方もあるんです。この販売経路という場合は「販売チャネル」ということもあるんじゃないかと思いますけどね。
坂野委員	そういう言葉が正しいんだったら別に、直せって言ってるんじゃないくて、違うんですかっていうことを聞いているだけで、提出するものに間違いがあってはいけないから、どうなのかっていうことを聞いているだけです。
課長補佐	事務局から、一度、行政等で使われてる言葉をしっかり調べさせていただいて、正しいほうに。昨年度はそのまま「チャネル」で出している状況でございます。数年度そういった状況でございます。もう一度しっかりと語句を調べさせていただいて、適切な表記方法にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	よろしいでしょうか。いろいろ目を通してありますので、まともっていると思います。 他にないようです。それでは、第 29 号議案については、案のとおりとしてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長（会長）	ありがとうございます。第 29 号議案は承認されました。

この意見書の提出につきましては、昨年度と同様に、予算編成の時期に間に合うよう 7 月に名古屋市長へ提出する予定といたします。また、名古屋市の他、愛知県、東海農政局、一般社団法人愛知県農業会議へ提出する予定とさせていただきます。

なお、意見書の提出にあたりましては、私と運営委員会のメンバーである職務代理の 2 名、会計の計 4 名で提出させていただく予定としております。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 8 年 3 月 3 日から令和 8 年 3 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 6 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 13 件

続いて、7 ページから 16 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 28 件

続いて、17 ページから 37 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 62 件

続いて、38 ページですが、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6

号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが3件

続いて、39ページから40ページにかけまして、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち使用賃借権設定に係るものが6件

続いて、41ページですが、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち地役権設定に係るものが1件

続いて、42ページですが、転用届出に係る訂正願が2件

続いて、43ページから45ページにかけまして、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が5件

続いて、46ページですが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が2件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等がございますか。

特にないようです。

続きまして、報告(2)「農地の賃借料情報の提供」について、事務局より報告をお願いします。

課長補佐

それでは、右上に四角囲みで報告2と記載のある資料をご覧ください。

本件は、農地法第52条に基づき、農業委員会による農地の賃借料の情報提供につきまして、ご報告するものでございます。

資料、裏面をご覧ください。

こちらは平成 25 年の総会で申し合わせをいたしました取扱いでございます。「1 賃借料の算定」にお示しの通り、特殊な事例を除き、契約事例が 5 件以上無い場合、本市農業委員会としては情報提供を行わず、愛知県における賃借料水準を参考情報として提供することとしております。

表面にお戻りください。令和 7 年 1 月から同年 12 月までに公告された事例につきましては、特殊な事例を除くと賃貸借の事例は畑 1 件のみでございました。

従いまして、本市農業委員会として賃借料の情報提供は行わず、参考として、表にお示ししている愛知県の賃借料水準を本市公式ウェブサイトにおいて公表することといたします。以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和 8 年第 4 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後 3 時 16 分）